

平成 26 年度(2014 年度) 第 2 回箕面市都市計画審議会 議事録

●日 時 平成 26 年 11 月 21 日(金曜日)
午前 10 時 開会 午前 12 時 閉会

●場 所 箕面市議会委員会室

●出席した委員

会 長	増田 昇 氏	委 員	武智 秀生 氏
委 員	木多 道宏 氏	委 員	田中 真由美 氏
委 員	高橋 明男 氏	委 員	林 恒男 氏
委 員	寺内 勇 氏	委 員	森 章 氏
委 員	弘本 由香里 氏	委 員	杉立 利彦 氏
委 員	稲野 一三 氏	委 員	鈴江 利奈子 氏
委 員	内海 辰郷 氏	委 員	原 智 氏
委 員	神田 隆生 氏		

委員 15 名 出席

●審議した案件とその結果

案件 1 会長の選出及び会長職務代理者の指名

増田昇委員が会長に選出された。

会長が木多委員を会長職務代理者に指名した。

案件 2 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】

全員賛成につき、原案どおり議決

案件 3 箕面市立地適正化計画の検討について【報告】

●事務局（上野山）

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。それでは、はじめに本日の日程についてご説明申し上げます。委員のみなさまが本年 10 月で新たに任命されて最初の審議会のため、会議開催に先だちまして、会長が決定されるまでの間の議事進行をしていただく仮議長の選出を行って頂

きたいと思いますので、よろしく願いいたします。選出いただくにあたり、まず「委員紹介」をさせていただきます。任期満了に伴い委員の皆様大幅に入れ替わりがありましたので、事務局から委員のみなさまのご紹介をいたしたいと存じます。それでは、「都市計画審議会委員名簿」をごらんいただけますでしょうか。名簿の順にお名前をご紹介しますので、委員のみなさまにおかれまして

は恐縮でございますが、ご起立いただきますようお願い申し上げます。

学識経験者 木多（きた）委員でございます。

学識経験者 高橋（たかはし）委員でございます。

学識経験者 寺内（てらうち）委員でございます。

学識経験者 弘本（ひろもと）委員でございます。

学識経験者 増田（ますだ）委員でございます。

市議会議員 稲野（いな の）委員でございます。

市議会議員 内海（うつみ）委員でございます。

市議会議員 神田（かんだ）委員でございます。

市議会議員 武智（たけち）委員でございます。

市議会議員 田中（たなか）委員でございます。

市議会議員 林（はやし）委員でございます。

関係行政機関の職員 森（もり）委員でございます。

市民委員 杉立（すぎたつ）委員でございます。

市民委員 鈴江（すずえ）委員でございます。

市民委員 原（はら）委員でございます。

これにて、委員紹介を終わります。

委員のみなさま、ありがとうございました。それでは、会長及び会長職務代理者が選出されるまでの間、会議の進行をしていただき仮議長の選出を行っていただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（事務局に一任の声）

それでは、会長は学識経験者の中から選ぶことになっておりますので、学識経験者以外の委員の中から事務局からご指名をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議無しの声）

それでは、関係行政機関の職員として農業委員会から選出いただいた森委員さんをお願いいたします。

森委員さんには、会長が選出されるまでの間、会議の進行をよろしくお願いいたします。

●森委員

わかりました。皆様、よろしくお願いいたします。

●事務局（上野山）

それでは、これをもちまして、仮議長の選出を終了いたします。

会長及び会長職務代理者が選出されるまでの間、議事の進行については、ただいまご承認いただきました森委員さんをお願いをいたします。

それでは、平成26年度第2回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず始めにマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願い致します。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次の方が発言される場合には、次に発言される方がご自分の前の青いボタンを押していただ

きますと先にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。なお、会議を進行していただきます議長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは森委員、お願いいたします。

●森委員

それではこれより平成26年度第2回箕面市都市計画審議会を進めて参ります。僭越ではございますが、議事を進めさせていただきます。議事運営に当たりまして、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

●事務局（上野山）

まず、定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員18名中15名でございまして、過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、小枝委員、滝口委員、土井委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。以上でございます。

●森委員

ありがとうございます。それでは、案件1「会長の選出及び会長職務代理者の指名」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

●事務局（上野山）

議案書の1ページをご覧ください。審議会会長は、都市計画法第77条の2及び都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条の規定により、学識経験者から委員の選挙によって定めることとなっております。

よって、議案書の表に挙げております8名の学識経験者の方々の中から会長をお選びいただくこととなります。

なお、会長職務代理者の指名についてでございますが、これは会長が指名することになっておりますので、会長選出後、あらためてご説明いたします。

それでは、会長選出の手続きを、よろしくをお願いいたします。

●森委員

ただ今事務局から説明がありました会長選出でございますが、規定によりますと、学識経験者から委員の選挙によって定めることとなっております。「選挙」の方法ですが、本日の出席委員全員による「互選」により決定していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（異議無しの声）

それでは、互選とさせていただきますが、委員のみなさま、学識経験者の委員の中から、どなたか自薦、他薦などご発言ございませんでしょうか。

●内海委員

増田委員を推薦します。前任期間中も会長として、専門分野にとどまらない広い見識の上に立って、各委員の闊達な意見をうまく交通整理していただき、審議会として建設的なまとめができたと感じています。特に不都合がなければ引き続きお願いしてはどうかと思います。

●森委員

只今、内海委員より、増田委員の推薦がございました。その他、ご推薦はございませんでしょうか。他にないようでございますので、ご推薦を受けられました増田委員を箕面市都市計画審議会会長に選出いたしたいと存じますが、増田委

員、よろしいでしょうか。

(本人承諾)

●森委員

ご快諾いただきありがとうございます。よって、増田委員が会長に選出されました。みなさま、ご協力ありがとうございました。増田会長につきましては、任期であります平成28年9月30日まで、本市都市計画審議会会長として会議の招集、議事の進行を司っていただくこととなります。増田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで議事進行を、ただ今決まりました増田会長にお願いしたいと存じます。ありがとうございました。

●増田委員

皆さん、おはようございます。先ほど、皆さま方のご推挙によりまして、昨期に引き続き、今期の会長を仰せつかりました。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今の都市計画の状況を見ますと市町への権限委譲というものが大幅に行われておりまして、いろんな意味で、審議会のもつ重要性というものが高まっていると思います。特に、いろんな意味で都市計画審議会というものは将来のまちの姿を決めると同時に、一方のほうでは私権制限に及ぶこともございます。議論といたしましては、真摯な側面で議論をし、公正公明にやるということと同時に、自由活発な意見交換をして審議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。それでは、ここで引き続いて会長職務代理者の指名というのがございます。事務局のほうより説明をお願いしたいと思います。

案件1 会長の選出及び会長職務代理者の指名

●事務局（上野山）

それでは、引き続いて「会長職務代理者の指名」につきまして、事務局より案件の説明を求めます。

議案書の1-1ページの本文4行目をごらんください。会長職務代理者は、箕面市都市計画審議会設置条例第5条第3項の規定により、学識経験者のうちから会長が指名してこれを定めることとなっておりますので、会長におかれましては職務代理者の指名手続きをよろしくお願いいたします。

●増田委員

ただいまの説明にありましたように、会長職務代理者は会長が指名することとなっておりますので、わたくしが指名したいと思います。木多委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(受諾の声)

快くお引き受けいただきありがとうございます。よって、木多委員を会長職務代理者に指名いたします。以上をもって、案件1の審議は終了いたします。

それでは案件審議に入っていきますと思いますが、本日は、付議案件1件、報告案件1件についてご審議いただく予定でございます。

本日の審議は、午前11時30分を目途に終了したいと考えておりますので、みなさんのご協力をお願い致します。

それでは事務局、お願いいたします。

案件2 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】

●市（公園みどり課 木寅担当主査）
＜案件説明＞

●増田会長

はい、どうもありがとうございます。毎年この時期に出てくる話ですけれども、「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明頂きましたけれども、ご質問あるいはご意見等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

この資料の2の18ページのところです、西宿2-B。区画整理をすることで、先ほどのスライドでは、既に黒く塗られている既決定区域も含めて区画整理事業を行われるということでしたが、この生産緑地として既に決定しているところについてはどうなのか。今回この縦縞の廃止する区域は分かりましたけれども。その辺どうでしょうか。

●増田会長

いかがでしょうか。2-18ページのところの、黒い所は既決定区域ですけれどもこの状況についてご説明頂きたい。よろしくお願ひします。

●六島課長

公園みどり課長の六島でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。ご質問の斜線以外の黒い部分につきましては、ここも生産緑地で残るということでございます。以上でございます。

●増田会長

神田委員、いかがでしょうか。

●神田委員

直接関わりの無い話かも知れませんが、この区域は171号線や新御堂、それから西宿の村の中を通る一方通行の道とかで、非常に自動車通行の厄介な

所でね、この村を、一方通行を通過して171号線へ出るところもこの整備される予定だったものがまだ整備されていなくて、その辺のこの開発に伴う交通安全あるいは交通対策等が何か検討されているのか、検討されているのであればご説明頂きたいのですが。

●増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。多分区画整理で道路体系がどうなるかというご説明を頂ければいいのだろうと思うのですが。はい、どうぞ。

●六島課長

区画整理に基づきましてですね、今委員のご指摘のような当然交通安全等も含めて、道路の方は検討しているということでございます。すみません、今、具体的ご指摘の道路の図面を手元に持ち合わせておりませんので、具体的な回答はできかねます。

●増田会長

一応、十分考慮して検討を進めているということですね。

●六島課長

はい、そうです。

●増田会長

神田委員、どうぞ。

●神田委員

今後、現在この生産緑地として指定されているところも、先ほども説明があったようにこの主たる従事者の病気や怪我や死亡でどんどんこの生産緑地の指定解除という、廃止ということは起こってくる可能性もありますからそういう点では今回のこの区画整理の件も含めて、今後も引き続きこの地域全体、西宿の171号線とこの船場団地、それから千里2号そして新御堂筋に挟まれたこの区域についてのこの道路交通や交通安全対策等を、是非積極的に検討して頂

く必要があるという風に思いますので
よろしくをお願いします。

●増田会長

はい、ありがとうございます。他、い
かがでしょうか。稲野委員どうぞ。

●稲野委員

全体的な道路の件は持ち合わせの資
料がないということですが、この
斜線の入ったところについて、私も現場
を視察に行ったことがあるのですけれ
ども、この概略ちょっと道路関係、この
いわゆる今日問題になっていることは、
どうなるか説明をお願いしたいと思
います。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。区画整理の
計画図はお持ちじゃないということ
ですかね。いかがでしょう。

●松政課長

みどりまちづくり部まちづくり政策
課の松政です。今の稲野委員の質問
ですが、区画整理事業区域内の道路の
計画ということでよろしいでしょうか。

●稲野委員

はい。

●松政課長

当然、区画整理の目的としましては
やはり公共施設の整備というのが第一
の目的にありますので、この区域内には
区画道路ということで幅員を6.6メー
トルの道路を区域内に配置しまして計
画的なまちづくりができるような計
画となっております。その辺はき
っちり区画整理の方で確認させて
頂いているということでございま
す。以上です。

●増田会長

いかがでしょうか。稲野委員、どうぞ。

●稲野委員

これは東西は道がつかますが、南北は
この計画では道がつかないの
か。

●増田会長

いかがでしょうか。

●松政課長

東西はちゃんと抜けられるようにな
っております。南北ですが、北側が、こ
の区域の北側は農地になっておりま
して、それは上まで抜けられないよう
になりますが、将来何らか開発が来
ても対応出来る形で道路計画を考
えております。（手持ち図面資料を紹
介）一応、このように、区画整理の
事業計画では、今申しましたよう
に東西は通り抜けができるようにな
っております。南北ですけれども、こ
の上はまだ農地となります。これは
抜けられませんので、ただそういう
時にも対応できるようにということで
南北にも区画道路を配して将来的な
対応もできるようにということで
しております。以上でございます。

●増田会長

他、いかがでしょうか。よろしい
でしょうか。杉立委員どうぞ。

●稲野委員

区画整理事業区域の真ん中の部分
が宅地化ということですが、周りの
部分も区域内でありながら生産緑
地として継続するという理由は何
なのですか。趣旨からいって、「萱
野中央地区」の開発圧力それに
応えてというような説明です
から、一部だけ変える理由は何
かないとおかしいなと思
います。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●中井部長

生産緑地と土地区画整理事業との
関係の問題なのですが、生産緑地
法の大きな趣旨は生産緑地を
残していくというのがありま
す。その中で、区画整理事業を
やる場合にあっては、最低限

必要な部分以外は生産緑地のまま残しておくというのが法の趣旨でありますので、今回はこの事業を進めていく上で最低限必要な公共事業の用地などを生産緑地から外して、それ以外の部分についてはそのまま生産緑地として残すと。こういう法的な要請もありますので、今回はそういう形で生産緑地として残して頂いているという形でございます。以上です。

●増田会長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。多分、こういう未接道の農地が残った時に、非常に大きな問題なのですが、こういう形で区画整理が成立するというのは都市計画上、非常に重要な要素であるという位置づけだと思います。

それではだいたい質疑が終わったかと思えます。北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、付議案件が妥当と判断し、原案通り議決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい、異議なしの回答でございます。ありがとうございます。原案どおりお認めいただいたということでございます。ありがとうございました。

案件3 箕面市立地適正化計画の検討について【報告】

●市（北急まちづくり推進課 鈴木主査）

<案件説明>

●増田会長

はい、ありがとうございました。ただ

今、立地適正化計画の立案に際してどういう段取りでどういう体制で行ってきたいかという報告がございましたけれども、ご意見もしくはご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

資料の中で、公聴会の開催その他の意見を反映させる為、必要な措置を講ずるものということが書いてありますが、公聴会を開くという考えはないのかどうかということと、あと、他市ですとね立地適正化計画の検討がされようとしているのか。他市の、大阪府内の中でのこの立地適正化計画の検討状況について分かればご説明を頂きたい。

●増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。

●岡本課長

地域創造部北急まちづくり推進課の岡本と申します。どうぞよろしくお願い致します。今、神田委員の方からご質問いただきました、まず公聴会の件でございますけれども、説明会をパブリックコメントに合わせまして開催することを予定しております。その説明会で頂きましたご意見をパブリックコメントの例えば市民の皆様から頂いた意見と共に反映するという事で考えております。そういう意味で、公聴会というのは現在考えておりません。次に、大阪府内の他市の検討状況というご質問ですけれども、現在数市がですねこの立地適正化計画に取り組むということで動きはされておりますけれども、まだ具体的にどこまで進んでおられるかということについては情報共有できておりません。以上です。

●増田会長

はい、よろしいでしょうか。他、いか

がでしょうか。非常に重要な案件だということで、この都市計画審議会の中に小委員会を設置頂いて、ここにごさいますように審議会としてはパブコメ前あるいは住民向けの説明会前にここに一度お諮り頂くと。さらに6月頃にもう一度素案の形でお諮り頂いてという、審査、手続きを踏んで前に進めていきたいというご提案でございます。これ、8月に法改正があったところですからなかなか先行事例はまだないですね。国の方もまだどういう形でやっていくかというのはまだ試行錯誤的にやっている状態だという風に聞いておりますけれどもこんな状況でございます。ただし、これは将来やっばり市街化エリアの、縮小とかですね、コンパクトシティに向けて大きな第一歩を踏み出すことになりまますから非常に重要な案件だと思っております。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。弘本委員どうぞ。

●弘本委員

今の増田会長のお話で、国の方もまだ試行錯誤でこれからということで将来のコンパクト化へ向けてというお話だったので、まだまだ不透明な所が沢山あるのだろうと思うのですけれども、こういう都市の基本構造そのものを変えていくというような方向ですよね。としますと、こちらで計画の位置付けということで都市計画マスタープランの一部と見なされるという、まあそこはもちろん理解できるのですけれども市民の生活にもものすごく深く関わってくる話だと思いますので、そうすると例えば箕面市の総合計画との関係性はどうなっていくのかですけれどね、その辺りのこの整合をどう今後持って、進めて行かれるのかをお聞きしたいのと。もう一つは、やはりそのコンパクト化していく、人を集

めて効率化していくという大きな意味では間違っていないのかなと思うので、限られた人口が動いていくわけですから、人口が減っていく場所も出てくる、空き家が増えてくる場所も出てくるというようなことが起きていくと思いますが、そういった所の手当というのが国の方でもどのようにお考えなのかというようなことですね、というようなことを少し何か状況が分かっていたら教えて頂きたいなという風に思います。

●増田会長

はい、ありがとうございます。一つ、スライドで言うと10番のところですね。立地適正化計画の箕面市としての位置付けと。総合計画との連動の中でこの辺りを用いて少しご説明頂きたいというのと、今縮退した所の跡地の管理とか跡地の部分の関係性みたいな話は多分5番の辺りで少し考えておられると思いますので、その辺りを用いてでも結構ですからご説明頂ければ。

●岡本課長

まず第1点目の、第五次箕面市総合計画との整合ということでございますけれども、都市計画マスタープランもそうなのですが、現在ある総合計画それから都市マスこれを大きな方向性といたしまして、まちづくりの方向、それは今の実状にも合ったものであると考えておりますのでそれを踏まえて立地適正化計画というくくりの中でまとめ直すということでご理解頂ければと思います。万が一、その立地適正化計画を策定する中で総合計画に後に反映した方が良いというようなことが出てきましたら、それは次の改正時期に反映していくようなことになるのであろうなと思っております。原則的には現在の都市マスそれから総合計画の方向性で立地適正化計

画を作っていくということで考えております。もう1点の、集約化した後の土地についてということですが、ここでちょっとご説明させて頂きたいのは箕面市は説明の中でありましたけれども人口が増えております。そういった意味では、そもそものこの都市再生特別措置法が目指しているその人口密度の維持という部分ではぴったりと合うということではなくて、むしろ大都市型で自分達でもう一回課題を見直して作っていかないといけないのかなという風に思っておるところですが、それで居住誘導区域を定めてそれ以外の所をどうしていくかということについては、国の方で、今会長の方からもお話頂いたその5番の居住誘導区域の概要の中の跡地等管理区域、跡地等管理協定制度で、人がそこに住まなくなると荒れてしまうというようなことについて対応していくということになると思います。あとは、空き家等の問題も出てくると思いますけれども、一昨日でしょうか国会の方で空き家対策の法律もとおってまいりましたけれども、そういったことも踏まえて居住誘導区域外の所をどう如何に適切に管理していくかということになるかと思っております。以上です。

●増田会長

よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。木多委員どうぞ。

●木多委員

箕面市のエリアの中で立地適正化計画考えていくというのはとても大切なことなので是非とも推進して頂きたいのですけれども、やはり北摂の制度とか大阪府やもっと広域的な京阪神に関してそういう色々なスケールの中の圏域構造と連動していますので、箕面市として一旦考えてもやはり広域的に考えて

いくという風に進んでいくと思うのですけれども、そうすると少しまた考えたことを少し変えて調整しないといけないということになると思うんですね。そういう風な、箕面市と他市、隣接市だったらそれぞれが考えたことがまた全体を考えた時に少しネジを締め直すというか、そういう風なすごくフレキシブルな、つくっては少し調整してつくっては調整していくってそういう広域的に連動した仕組みや考え方とそういうフレキシブルなこう考え方としても、そういう風なものも是非盛り込んで頂きたいという風に思います。

●増田会長

事務局、何かございますか。

●岡本課長

この立地適正化計画につきましてはまだまだ国も手探りというところでありまして、市町村の方からもこれはどうやっていいのかという色々な質問がありまして、先月、大阪府の取りまとめでそういった説明会がございました。例えば、箕面市で立地適正化計画をつくったとしても例えば近隣市と接するところもありますのでその地域の活用との連担性といったものもやはり検討の必要があるということでお互いに情報共有していこうということで今まとまっておりますので今後そういった説明会やそれから情報共有の場がなされていきますのでそういったところを活用しながらこの計画を検討していきたいと思っております。以上です。

●増田会長

特に来年大阪府が、いわゆる区域マスタープランの見直しをしますよね、線引きも含めて、27年度に。箕面市も北部大阪都市計画の一部になっていますからその辺りはやはり府とかなり協議を

重ねられて、広域の都市計画ですよ、その辺りの調整をきっちりして頂かないと府が今ちょっと広域の調整機能がかなり弱っていますからその辺りはかなりやって頂かないといけないと思いますね。ありがとうございます。あともう1点、先ほど言った、これもひょっとしたら言い過ぎかもしれませんが、やっぱり箕面市もどこかで覚悟をして、都市マス、もう平成8年策定でかなりの改訂時期を迎えているだろうと思うのですけれども。部分的な公共交通を考えられたり、調整区域の土地利用を考えられたりとして、かなり時代時代には反映されてきているのですけれども、やはりひょっとしたらちゃんとマスタープランをきっちり見直さないといけないかもしれないので、その辺は事務局の方でも少し考えて頂く必要があるかもしれません。事務局にお任せしたいと思いますが、そういった議題として出たという風に思っておいて頂いたらと。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。杉立委員どうぞ。

●杉立委員

この立地適正化計画、非常に大事だと私は思っております、箕面市は非常に恵まれています、今後の日本、おそらく全国、地方にあっては非常に切実な大変な問題だと思います。そういう中でも都市域では高齢化という形で先導的に問題が顕在化してくるという認識は持っているところでございます。とにかく、今までの都市計画、まちづくりというのは施策を含めて人口増大、市街地拡大という拡大型の状態の問題をどう整理をしていくか。そういう発想に立って、営々と先人が積み上げてきた内容のものです。ところがこの機に至って縮小型のまちづくりということで、言えば前

人未踏に近い状態ではないだろうか、私はそう思っているところです。そういうことから言うと、多分今後10年20年30年かけて叡智を絞ってどういう対策をしていかなければならないのかということが非常に大事になってくると思っておりますけれども、その中で箕面市にとっての第1回目の計画策定ということ自体は喜ばしいことだと思うのですけれども、スケジュールを見させて頂いてこんなに急に決めていいのでしょうか。まずは1年間、問題をちゃんと把握しましょうよ、今後の状況を予測しましょうよという辺りで市民の意見とか考えも踏まえながら取り組んでいくのが本当じゃないかと私は思っています。これがこうしてやってくれるって言うからそれを受けるっていうのはいくら国費が入るとしてもそれは箕面市に、身の丈に合った、実状に合った計画を、真に市民にとって重要な方向が出せるような取り組みをして頂けないかなと思っております。

●増田会長

たぶん先ほどの木多委員からのご発言もあるように、何十年見通して一気にこれだけの短い期間でできるという話ではございませんので、これからの見直しの仕組みを、その辺りを入れた計画にしておいて欲しいというのが先ほどの木多委員からのご発言だと思うんですね。今の杉立委員からのご発言も、長大なやつを今30年見越して立地ぎっちりしたものもつけれないので、何回か見直しがあつて、仕組みも含めて計画を考えておいて頂きたいということだと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

●増田会長

はい、ありがとうございました。これは非常に重要な案件ですので、先ほどもございましたようにここに何回かご報告頂きますので、その時いろんな意見交換をさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。それでは、一応今日の議題としてはおわりましたけれども、もう1点事務局の方からその他ございませうでしょうか。いかがでせう。

●市（公園みどり課 木寅担当主査）

<都市計画公園（瀬川中公園）の変更に係る検討状況について説明>

●増田会長

はい、ありがとうございました。調査報告でございますけれども、ただ今の説明に対して何かご質問ご意見等ございませうでしょうか。よろしいでせうか。

そうしましたら、これについての審議は次回に出てくるということでございませうのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは今日予定をしておりました案件は全て終わったかと思ひますけれども、事務局その他特にそれ以外ございませうか。

●事務局

はい、ございませう。

●増田会長

それでは、皆様方のご協力によりまして今日の案件は全て終わりました。ご審議、ご協力どうもありがとうございました。